

令和5年度第1回三鷹市個人情報保護制度運営委員会会議概要

1 日時

令和6年2月8日 火曜日 午後6時30分から午後7時45分まで

2 議題

(1) 報告事項(1)

ア 企画経営課事業の周知に係る事務に関する個人情報ファイル簿の届出について

イ 三鷹市理美容事業継続支援給付金給付事業に係る個人情報ファイル簿の届出について

ウ 三鷹市福祉Laboどんぐり山使用料の徴収等に係る個人情報ファイル簿の届出について

エ 三鷹市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業に係る個人情報ファイル簿の届出について

オ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業に係る個人情報ファイル簿の届出について

カ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業に係る個人情報ファイル簿の届出について

キ 三鷹市自転車乗車用ヘルメット購入助成事業に係る個人情報ファイル簿の届出について

ク A I デマンド交通高齢者割引に関する個人情報ファイル簿の届出について

ケ 国立天文台周辺の町会等自治組織に関する代表者等名簿に係る個人情報ファイル簿の届出について

コ 「みたか地域ポイント」アプリ利用者名簿に係る個人情報ファイル簿の変更届出について

(2) 報告事項(2)

個人情報保護制度に係る運用状況について（令和4年度）

3 場所

三鷹市議会協議会室

4 出席委員（敬称略）

（一般市民） 石川陽介 堀川健太郎 吉岡克俊

(学識経験者) 小渕浩 高田哲司 土屋正己 羽根一成

(市議会議員) 成田ちひろ 原めぐみ 伊沢けい子 蛭澤征剛 半田伸明

5 欠席委員(敬称略)

赤羽香里 石橋圭介 加藤隆之 舘石万里 樋口範雄

6 市側出席者

河村市長 高松総務部長 田中総務部調整担当部長 隠岐健康福祉部調整担当部長

齊藤都市整備部交通ネットワーク推進担当部長

丸山企画経営課長 鈴木価格高騰重点支援給付金事業推進室長

野崎三鷹市国立天文台周辺地区まちづくり推進本部事務局担当課長

白戸情報推進課長 後藤デジタル推進参与 八木相談・情報課長

黒木生活経済課長補佐 本村子育て支援課長補佐

[事務局]

情報推進課 堀口主査 増田主査

相談・情報課 宮川主事 田中主事

7 公開又は非公開の別

公開

8 傍聴者

なし

9 概要

(1) 報告事項(1)

ア 企画経営課事業の周知に係る事務に関する個人情報ファイル簿の届出について

イ 三鷹市理美容事業継続支援給付金給付事業に係る個人情報ファイル簿の届出について

ウ 三鷹市福祉Laboどんぐり山使用料の徴収等に係る個人情報ファイル簿の届出について

エ 三鷹市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業に係る個人情報ファイル簿の届出について

オ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)給付事業に係る個人情報ファイル簿の届出について

カ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業に係る個人情報ファイル簿の届出について

キ 三鷹市自転車乗車用ヘルメット購入助成事業に係る個人情報ファイル簿の届出について

ク A I デマンド交通高齢者割引に関する個人情報ファイル簿の届出について

ケ 国立天文台周辺の町会等自治組織に関する代表者等名簿に係る個人情報ファイル簿の届出について

コ 「みたか地域ポイント」アプリ利用者名簿に係る個人情報ファイル簿の変更届出について

丸山企画経営課長、黒木生活経済課長補佐、隠岐健康福祉部調整担当部長、鈴木価格高騰重点支援給付金事業推進室長、本村子育て支援課長補佐、齊藤都市整備部交通ネットワーク推進担当部長、野崎三鷹市国立天文台周辺地区まちづくり推進本部事務局担当課長より報告事項4～40頁に関する説明があった。

【羽根副委員長】 御説明が終了しました。ありがとうございました。

最初、一番手で私から1点だけお伺いしたいのですが、個人情報が、事業に必要なものを収集されていると思われますけれども、これは以前の委員会でどなたかが御指摘されていたかと思うのですが、報告資料No.3、5、6、8、私が見たところでこちらについては、性別を収集するというようになっておりまして、何で必要なのかなというのを、ぜひ御説明いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

【隠岐健康福祉部調整担当部長】 報告資料No.3という御指摘がありましたので、私から御説明させていただきます。

こちらにつきましての性別というところですが、今回、生活保護受給者、また非課税世帯というところを把握するに当たりまして、私どもの方で台帳等を確認するような業務がございます。そうした際に、性別が掲載されている部分がございますので、把握するという意味合いで、性別という形で掲載させていただいているところがございます。

【羽根副委員長】 お願いします。

【本村子育て支援課長補佐】 私からは、No.5、No.6の個人情報に関しましてお答えいたします。

こちらは児童扶養手当及び非課税世帯の方を対象にしているものでございますが、同事務においても個人情報の基本4情報である性別を含めた住所、名前、生年月日の情報を同じように取得しておりますので、国が定めたマイナンバーの法律等に基づきまして、こちらでも運用として使っております。

【羽根副委員長】 お願いします。

【齊藤都市整備部交通ネットワーク推進担当部長】 報告資料のNo.8、A I デマンド交通の高齢者割引に伴う性別の収集理由ですけれども、こちらはA I デマンド交通を利用される方、主に日中利用される方が多くいらっしゃる中で、高齢者もそうですけれども、主にこういった方の利用がされているか、また、その方がどういう行動をしていくかといったところを、地域の中の交通動態というところもある程度把握していきたいということで、この他にも、無記名ですけれども、アンケート調査を行う中でも男女別の調査を行いながら統計を取っております。今回も高齢者割引の状況を見ますと、女性が65%で男性が35%と、女性が多かったのですが、こういった日中の活動される方の統計を取っていきたいということで、性別の欄を設けさせていただいたところでございます。

【羽根副委員長】 ありがとうございます。この性別を含めて、各情報について、収集する必要性があるのかなというのはぜひよくよく御検討はいただきたいと思いますが、今の点も含めまして、他の委員の皆様方、質疑等ございましたらお願いしたいと思います。

【伊沢委員】 では、質問させていただきます。今日は、三鷹市個人情報保護条例、令和4年12月27日に改定されたものが資料としてついております。

それで、今日の報告事項の中に、いろいろな個人情報ファイル簿についてのことが書いてありますが、例えば、自転車のヘルメットのことがありますが、これの申込者がいて、それを3,000名でしょうか、情報収集しますということで、鍵をかけて保管するとかとありますが、一方で、右の29ページの表を見ますと、真ん中から上の辺りに、開示請求等を受理する組織の名称及び所在地として、相談・情報課となっています。

これは、情報開示が求められたときには、ここが対応するという事になっていますけれども、例えばこれは例ですが、ヘルメットの件で情報開示というのはどんなことを想定しているのかということと、それから、あるのかどうかということも。

問題になるのは、例えば、ヘルメットのことをこれだけの人が申し込みました。ヘルメットの業者、売っている業者が、ここに情報開示請求をして、その情報を知りたいというのは、そういうことがあったとすれば、それは利益につながるのではないですか。そうい

うことがないようにするために、個人情報保護条例の中では、いわゆる目的外利用ということになると思いますけれども、ヘルメットの助成をするということではなくて、もし事業者に対して公開してしまったとしたら、それはヘルメットをその人に売ることになりかねないということもありますけれども、そういうことについてはどうやって防ぐのか、それから、開示というのは何を指しているのかという2点についてお聞きしたいと思います。

【八木相談・情報課長】 開示の件でございますけれども、まず個人情報の開示請求でございますが、こちらにつきましては、請求できるのは本人または代理人となります。先ほどのヘルメットの業者になりますと、市政情報の公開請求になります。市政情報の公開請求については、非公開事項としまして、個人に関する情報がございますので、そこは保護されるといいますか、守られるような形になります。

【伊沢委員】 そうすると、個人情報保護条例ではなくて、市政に関する条例として、仮に請求するとすれば、非公開になるということです。ごめんなさい。確認ですが、それが個人情報に関わるものについては、基本的には非開示ということになるわけですか。

【八木相談・情報課長】 そのとおりでございます。

【伊沢委員】 その件は分かりました。

何点かお聞きしておきたいと思いますが、福祉L a b o どんぐり山、12ページ、13ページの件ですが、減免になる方について情報を集めるということですが、これは他の、例えば給付の事業と違って、給付だったらいっとき給付してしまえば終わりですが、どんぐり山という場合は、利用者が次々申し込んでくるという性質のものだと思います。そういう性質のどんぐり山のような場合は、どのような収集及び保管ということになるのか、説明をお願いします。

【隠岐健康福祉部調整担当部長】 市税の手続の関係になるかなと思いますが、あくまで今回、市に減免の手続をしていただく中で、情報収集が生じるということでございます。

13ページ目の5の申請手続のところでございますが、まず今回、減免の対象になる方から、市に減免申請書を御提出いただきまして、その後、申請者宛てに減免の可否について、私どもの方では御返事申し上げるという流れの中で、個人情報を取り扱うということになりますので、その都度、申請いただくたびに管理していくという形が生じるということでございます。

【伊沢委員】 分かりました。

次に、36ページ、37ページの三鷹市国立天文台の周辺の開発に関して、町会とか自治会の名簿をまちづくり推進本部が求めたということですが、こうしたことというのは、利用方法とかというのはどのようなになっているのでしょうか。

【野崎三鷹市国立天文台周辺地区まちづくり推進本部事務局担当課長】 個人情報の利用方法につきましては、先ほど申し上げましたけれども、説明会等を開催するに当たりまして、町会等の代表者の方と連絡を取らせていただいて、町会向けの説明会であれば、その日程調整、また、一般向けの説明会の開催に当たりましては、それを広く町会の中で周知していただくために、チラシなどの配布、掲示板に貼っていただいたり、回覧板を回していただいたりということをお願いしておりますので、そういったことをお願いするための連絡を取るために、個人情報を使用させていただいているところでございます。

【伊沢委員】 分かりました。

最後に、今日配られた資料の中に、今回全面改正になった中で、情報公開制度における権利の濫用についてのガイドラインというのがあります。去年の4月1日から施行ということで、これに関しましては、市民が権利の濫用をしてはいけませんという条文を、三鷹市はわざわざ個人情報も情報公開も両方とも入れましたが、それは、先ほど市長が言っていた国の法改正とはまた別に、東京都内でも、権利の濫用に関する規定というのを入れた自治体というのは、かなり少なかったです。これをわざわざ入れたということについては、私は、濫用ということを入れるべきではないということで反対しました。

ただ、これが今、もう条例の中に入っていて、市民の知る権利です。個人情報、自分の情報もそうですし、市のいろいろな施策についての情報を知る権利というのがあって、それなしには市政のチェックもできないし、参加もできないと考えますが、これの運用について、どう考えているのかということをお聞きしたいと思います。

【八木相談・情報課長】 このガイドラインにつきまして、市としましても、安易に開示請求等を却下等とすることは、厳に慎まなければならないと考えております。権利の濫用に当たるか否かを判断する上で、一定の基準となるガイドラインを作成したところでございます。

また、特に請求の内容等が、社会通念上相当と認められる範囲を著しく超えるものであるか、民法等の一般原則に照らして権利の濫用に該当するかどうかなど、個別の事案ごとに慎重に適切に判断することとして、運用してまいりたいと考えております。

【伊沢委員】 このことについては、その判断というのは、ガイドラインがあったとし

でも、恣意的になると、本来市民が知るべき情報が開示されない、権利の濫用とみなされて開示されないということにつながると、市民の知る権利が奪われて、正確な市政の把握ができなくなってしまうということにつながります。この点に関しては、それを適用するということがないようにしていただきたいということと、それが適用されたということはどうのように分かるのか、教えていただきたいと思います。

【八木相談・情報課長】 ガイドラインが適用されたかというところについては、最終的には却下等決定となりますが、その決定につきまして、いわゆる審査請求、不服申立ての制度がございます。個人情報保護制度におきましては、個人情報保護審査会がございますので、そこに審査請求をされた場合、審査会において調査・審議されて、答申を受ける形になりますので、そういう意味では、チェック機能として審査会が働いているものと考えております。

【羽根副委員長】 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。どうぞ。

【半田委員】 基本的なことの確認をしたいと思います。今回、報告事項(1)で、個人情報ファイル簿の届出とあります。最後のカキクケコのコで、個人情報ファイル簿の変更届出とあります。変更届出の説明があるものだと思ったら、丸山課長からお話がなかった。変更届出の場合は、過去、資料はつくるけれども口頭の説明がないという運用であったかどうか、ここをまず確認したいと思います。

【八木相談・情報課長】 昨年度まで、旧条例におきましては、新規の事項と、あとは変更・廃止の届出があり、報告資料として作成をしておりました。諮問事項につきましては、所管課から説明し、答申までいただいている状況であり、報告事項につきましては、前回御指摘はいただいておりますが、資料につきまして、一括して相談・情報課長から件名を申し上げたところでございます。

【半田委員】 もう一度同じことを聞きます。変更届出は口頭の報告はないのですか、あるのですかと聞いています。それが今まで、以前の条例の頃も含めて、どういう運用だったのかを教えてください。

【八木相談・情報課長】 旧制度におきまして、事務届出でございますけれども、諮問事項に該当するものは、所管課から説明をさせていただいて答申まで至りますが、報告事項は、先ほどの変更・廃止につきましては、報告資料を作成して配付させていただいて、それについて、相談・情報課長から一括して件名を申し上げていたというところでござい

ます。

【半田委員】　　ちなみに、今回これは変更ということですが、どこが変更になったのかというのは分かりますか、分からないのですか。

【丸山企画経営課長】　　こちらの変更になった点は、表でいきますと上から5行目、記録項目という記載欄がございます。こちらのうち、位置情報以降の項目が追加されたという変更でございます。

【半田委員】　　今、説明があつて初めて分かりました。八木課長が言ったこともよく分かる。諮問事項だった件が、報告事項になった。元から変更届出が報告事項だった。合算されているわけです。それはよく分かる。ただ、次第を見ると、報告事項は全部まとまっているわけです。

だから、別に丸山課長を責めているつもりは全くなくて、会議の進め方として、今までにはこうだった、それを踏襲して、変更届出については今までと同様、報告はしませんという説明が、最初に欲しかったです。だったら、丸山課長が説明しなくても分かるわけです。こちら受け手のほうとしては、順番にコになったなと身構えていたら、丸山課長からしないということなので、えっとなるわけです。頭が記憶を呼び戻して、あれ、以前どうだったかなと、その確認の質問だったわけです。

あともう一つ、変更届出とありますが、今、丸山課長の説明があつて、追加のところがあるということです。これ、失礼ですが、40ページを見るだけだと分かりません。これは報告にすらなっていない。何がどう変更されたのかが記述がないことには、受け手としては分かりません。ここ、どう思いますか。

【高松総務部長】　　御意見ありがとうございます。

担当課長が申し上げましたとおり、従前は、報告事項は事務局において、件名などを述べさせていただくなど、報告をさせていただいていたという経過はございます。ただ、従前、個人情報保護委員会に諮問、また報告事項としてきた事項については、引き続きこの個人情報保護制度運営委員会に御報告をさせていただいてと思っております、実は今回、報告事項なわけですが、事業の主管部課長もそれぞれ出席をさせていただいて、直接、事業の主管部課長から御説明申し上げたというところでございます。

より分かりやすく御説明申し上げること、また、資料を作成することが必要だと思しますので、説明の在り方を含めまして、今後しっかり考えさせていただきたいと思っております。

【半田委員】 40ページを見ると、位置情報以降が追加になったという表現をなされています。変更ではなくて、追加でしょう。これ、大事なことだと思います。性別と生年月日って、すごく大切な個人情報です。それを、例えば一部、Aと書いていたのをBに修正しましたというレベルとは違います。確かに変更です。だけど、私はこういう重要な事項が、修正ではなくて追加になるケースは、一定の御配慮があつていいのではないかと思います。この点、最後に答弁を求めて終わりにします。

【高松総務部長】 御意見の趣旨を踏まえまして、しっかり今後、対応させていただきたいと思います。

【半田委員】 ありがとうございます。

【羽根副委員長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

【吉岡委員】 この報告事項の中で、2、3、4、5、6、7、8で、個人情報の「申請書類一式は鍵のかかるキャビネットで保管するほか、保存期間は5年」ということで書いてありますけれども、保管するキャビネットというのは、個人情報専用のキャビネットなのか、それとも違う書類と一緒に入っている中に入れているのか。それと、鍵の管理はどのようになっているのか。私ども企業の場合は、鍵を開けたら、その鍵を開けた人間が記載していました。いつ開けた、いつ閉めたということやってきましたが、これに関して、市役所ではどのような管理の仕方をするのか。これを教えていただけますか。

【八木相談・情報課長】 キャビネットについて、例えば相談・情報課におきましては、他の市政情報文書、他の書類と一緒に、鍵のかかるキャビネットに保管をしている状況でございます。

鍵につきましては、鍵を保管するケースに保管をして対応しているというところがございます。

【吉岡委員】 ということは、鍵は皆さん持っているということですか。それとも、どこかにつるしてあるということですか。誰が開けたか分からない。もしそれが紛失したら、誰が開けたと騒ぐようになるといった感じですか。

【八木相談・情報課長】 鍵については、専用のケースに保管していますが、例えば相談・情報課におきましては、執務室自体を執務時間以外、職員が最後に帰ったときには、その職場に入れないように、ガラガラと閉めて鍵を閉めますので、それ以降は、次の始業までは職員以外は入れないということですので、鍵のケースに到達することもできない

という状況でございます。

【羽根副委員長】 ありがとうございました。

他にいらっしゃればお願いします。

【成田委員】 2点質問します。

1つ目は、個人情報の記録の項目というところと、資料の収集する個人情報と書いているところの比較をしていて、「等」というのがすごく気になって、「等」がついている事業について、それぞれ聞くというのもいいですけども、私が求めているのは、何ですかというのももちろんですが、「等」というのはどういうことなのかというのと、どういうケースに「等」がつくのか、そういうことについてはいかがでしょうかというのが1点目です。

2点目は、この報告ですけども、諮問ではないということで、今度、事前に収集しますよという、その事前でなくてもいいということになると思いますけれども、報告の頻度とか時期というのは目安とかがあるのでしょうか。そのことについてお願いいたします。

【八木相談・情報課長】 1点目の「等」についての質問ですが、一つ例を挙げますと、生年月日等の場合ですが、その場合は、生年月日、年齢あるいは干支など、そういうものの場合に、生年月日等ということで示させていただいております。

2点目の質問でございます。報告の頻度につきまして、今回は2月の開催ということで、第1回目を迎えるような形になりましたが、報告事項として、個人情報ファイル簿の届出ということで、4月から12月まで新規変更のあったものを御報告させていただきました。今後、報告させていただく件数とかもございいますので、開催については調整させていただきたいと思っております。

【成田委員】 ありがとうございます。御説明はよく分かりました。

もう1点、気になっていたことがあって、個人情報を、何か給付金とかですと、個人を証明する書類みたいなのをコピーして出したりとか、添付して出してというところがあると思いますが、本来収集したい情報以上のものが書かれている場合は、どのようにその個人情報を扱っているのかということについて、いかがでしょうか。

【八木相談・情報課長】 添付資料につきまして、添付資料として求めて、必要以上のことが書かれている場合、一つは対面であれば、御本人様の同意を得て、添付書類を申請いただくというのも一つの確認の方法かと思っておりますので、そういったところで丁寧に対応していくことが重要だと思っております。

【羽根副委員長】 ありがとうございました。

他に。どうぞ。

【蛭澤委員】 先ほどキャビネットの鍵の件でありましたが、電子データでもこれを保管されているということですが、電子データに関して、閲覧制限というのはきちんとされているのかなというのを伺いしたいと思います。例えば管理職の方とか。

【白戸情報推進課長】 データにつきましては、ファイルサーバーと管理をしているところになりますけれども、各課でアクセス制限というのをやっておりますので、必要な情報しか見られないような形になっております。例えば、他課の情報は見られないとか、そういう形で制限をしているところになります。

【蛭澤委員】 その課の方は全員閲覧できるという状態にはなっているということですね。

【白戸情報推進課長】 基本的には課単位でやっております。

【羽根副委員長】 ありがとうございました。

他はよろしいでしょうか。お願いします。

【石川委員】 報告資料のNo.7の自転車用のヘルメットの購入助成事業に関わるという部分でお伺いをしたいのですが、こちらに関して、助成に関しては1人1個という制限がある、それとも、特に個数の制限は設けていないところでしょうか。

【齊藤都市整備部交通ネットワーク推進担当部長】 こちらは、申請は1人につき1回という形で運用しております。

【石川委員】 分かりました。ありがとうございます。

【羽根副委員長】 ありがとうございました。

では、よろしいですか。

御質問がないようですので、報告事項(1)については終了ということにしたいと思います。御質問の中にいろいろ参考になる事項が含まれていたかと思いますので、ぜひ今後の御参考にいただければと私からも思います。

(2) 報告事項(2)

個人情報保護制度に係る運用状況について（令和4年度）

八木相談・情報課長より広報みたか（2023年6月18日付）の写しについて説明があつ

た。

【羽根副委員長】 ありがとうございました。

御説明が終了しましたので、委員の皆様に質疑等ございましたらお願いします。

【伊沢委員】 1点お聞きしますが、「情報公開制度・個人情報保護制度の仕組みと」という見出しがある方の面の表の3のところに、情報公開を求めたときの非公開の内訳というのがある、そこの4番目の一番下の段に、35件非公開のものがあったということで、「市政運営に関する情報のうち」と書いてありますけれども、これは何のことでしょうか。

【羽根副委員長】 これは情報公開の関係ですけれども、もし今、お答え可能ならばと思いますが、どうでしょうか。

【八木相談・情報課長】 先ほど御質問いただいた点でございますが、市政運営に関する情報という非公開の理由でございますけれども、こちらは実際には、三鷹市情報公開条例第8条第1項第4号に市政運営情報に関するものが規定されておりまして、市政運営に関する情報は、市政全般にわたり非常に広範囲なものとなっているということでございます。本号におきましては、その中から非公開とすることができる情報を6つの項目に類型化するとともに、厳格な要件を設定し、非公開となる範囲がいたずらに拡大されないよう配慮したものという規定でございます。

具体的に6つでございまして、ここには取締役情報とありますが、協力関係情報、意思形成過程情報、合議制機関等会議情報、事業執行情報、人事情報、そして取締役情報の6つの項目を、厳格に要件を設定して規定しているというところでございます。

【羽根副委員長】 ありがとうございます。

他にございますか。

(「なし」の声あり)

【羽根副委員長】 よろしいですか。ありがとうございました。

御質問がないようですので、報告事項(2)については終了したいと思います。

その他、事務局から何かございますでしょうか。

【八木相談・情報課長】 特にはございません。

【羽根副委員長】 ないということですので、これを持ちまして全ての議事を終了いたしました。

議事概要につきましては、副委員長が確認の上で、三鷹市市民会議、審議会等の会議の

公開に関する条例に基づき公表することといたします。

これで令和5年度第1回三鷹市個人情報保護制度運営委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —